

## おわりに

辻村 英雄

2015年4月にスタートした「機能性表示食品制度」は現在では、届出された商品が400を超えている。(株)電通による20~60代男女1000人を対象にした意識調査によると、この制度の名称認知率は約80%であり、内容まで知っていると答えた人の割合は36%であった。これらの数字を見ると、まだまだ改善の余地があるとはいえ制度としての滑り出しは順調に見える。今後、この制度の質的レベルが高まっていけば、膨大な医療費の削減、健康長寿の延伸につながる事が期待される。

この制度の質的レベルを上げるためには、いくつかの課題を解決していかなければならない。たとえば、システムティック・レビューが活用できることがこの制度の特徴の一つであるが、その時、質の低い論文を客観的な目でいかに排除するかは大切なポイントであり、論文の質に関して何らかの形でガイドライン的なものを設定する必要があるのではないと思われる。最近、消費者庁から、届け出られた研究レビューの質に関する報告書が出されたが、その中でも、スクリーニングにおいては2名以上で独立して行うことや、専門知識を有する者の参画の必要性、さらには、可能な限り複数のデータベースや臨床研究登録システムを検索するべきであるとの指摘がなされている。

また、品質管理も重要な課題である。企業は、一定の品質の製品を消費者に供給し続ける責務があるわけで、そのためには、本制度では必須とされてはいないが、企業の責任としてHACCPやGMPの取得に関してアグレッシブに取り組むことが必要である。

現時点で、届け出られた製品の間で、安全性や機能性の根拠レベルにかなりの差があることは事実である。本制度は、届出企業の責任において機能性を表示する制度であり、あくまで「性善説」が前提となっている。もし、安全性や機能性の科学的根拠に著しく欠ける製品が次々と出てくるような状況になると、制度全体の信頼低下を引き起こし、制度の崩壊を招く恐れをはらんでいる。したがって、企業は科学的根拠レベルの向上に真摯に取り

組まなければならないし、行政による届出後の事後チェック機能の強化も必要である。

さらに言えば、機能性表示食品は、国から個別の許可を受けたものではないので、消費者自身が公開されている届出情報を基に、それぞれの製品の機能性や安全性を判断し、自分に合った適切な製品を選ばなくてはならない。その意味では、本制度に関する消費者の理解を深めるための教育活動や広報活動を官民一体となって進めることが必要であるし、機能性や安全性に関する公開された届出情報を一般消費者が容易に理解できるように、表現内容の平易化などへの取組みも今後工夫が必要であろう。

本制度は、トクホと比較してもヘルスクレームの幅が広がっており、CODEXなど国際的基準にも対応でき、安全性評価の面でも、医薬品などとの相互作用の確認を義務付けるなど、進歩性が見られる。さらに、生鮮食品もその対象になったことも大きな意義がある。まだまだ生鮮食品の届出数は少ないが、最新のセンシング技術を活用した非破壊検査による有効成分の含有量の保証などの技術開発を深化させていけば広がり期待できる。このように本制度は、さらに進化できる可能性を持ったものであり、行政、企業、消費者一体となって本制度を前向きにブラッシュアップしていけば国際的にも通用する制度になり、人々の健康増進に寄与していけるものと考えている。

今後、本制度に則った科学的根拠のある機能性食品が次々と開発されていくことを期待するが、生活習慣病を予防し“Quality of Life (QOL)”を向上させていくために忘れてはならないことは、バランスの取れた食事と適度な運動である。生活習慣病の予防、改善には食習慣、運動習慣などまさに生活習慣の改善がベースになければならない。そのうえで、機能性表示食品をどう生かしていくかという視点での啓発活動が重要である。本制度が、種々の課題を克服して、世界に誇れる制度になることを切に願いたい。